

「教育大綱」の位置づけ

1 地方自治体の「教育大綱」と「教育振興基本計画」の比較表

区分	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政法（第 1 条の 3）	教育基本法（第 17 条）
策定主体	地方公共団体の首長	地方公共団体（教育委員会）
策定方法	総合教育会議において地方公共団体の長と教育委員会が協議し策定	地方公共団体（教育委員会）が策定
範囲	教育、学術及び文化の総合的方針（広範な行政領域を対象） 詳細な施策の策定は求めない	教育の振興に関する総合的な施策（中長期の目標・数値指標・具体的な実施計画を含む）
改定頻度	首長の任期や国の教育振興基本計画に合わせた見直しが一般的（4～5 年程度）	各自治体の方針により異なる
法的強制力	地方公共団体の首長の義務	地方公共団体（教育委員会）の努力義務
関係機関の関与	首長が主導権を持つ（教育行政の政治関与を強化）	教育委員会の専門性が重視される。

＊関係法令の抜粋

○教育大綱

[地方教育行政の組織及び運営に関する法律]

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

○教育振興基本計画

[教育基本法]

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 文部科学省の教育大綱に関する考え方

文部科学省、平成 26 年 7 月 17 日付の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」において、以下の記載がある。

(1) 大綱の定義

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。

(2) 大綱の記載事項

大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。

大綱には、地方公共団体の長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員の人事の基準等）について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられること。

(3) 教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

3 両計画の共通点と相違点

共通点

- ・地域の教育課題解決を目的とする。
- ・教育基本法の理念（自主性・自律性の尊重）に基づく。
- ・国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定する。

相違点

項目	教育大綱	教育振興基本計画
焦点	教育の理念・長期的な方向性	教育施策の具体的内容・数値目標
対象分野	幼児教育から大学教育まで広範に教育全体をカバーする。学校教育のみならず、家庭教育、社会教育、地域教育など幅広く教育に関する内容が含まれる。	主に学校教育を中心に、教育の質の向上やカリキュラム、教職員の育成、施設整備、ICT の活用、国際教育など、学校教育に関わる具体的な課題を重点的に取り上げる。また、地域ごとの教育振興施策も含まれる。